

函館市教育大綱

(案)

平成 2 7 年 9 月

函 館 市

● 趣 旨

教育大綱は、平成２６年６月に改正された、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育、学術および文化の振興に関する総合的な施策の推進を図るため、本市教育行政に関する目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

● 期 間

教育大綱の期間は、平成２７年度から平成２９年度までの３年間とします。

● 基本目標

- 1 子ども・子育て支援の充実
- 2 学校教育の充実
- 3 生涯学習の充実

◆ 施策の方向 ◆

1 子ども・子育て支援の充実

(1) 地域における子育て支援

地域における子育て支援や保育に係る各種サービスの充実を図るとともに、地域全体で子育て家庭を支えていくための子育て支援のネットワークづくりを促進するほか、子どもの安全・安心な居場所づくりなど、子どもの健全育成を推進します。

(2) 母子の健康確保と増進

妊産婦・乳幼児はもとより、学童期・思春期から成人期に向けた切れ目のない保健対策の充実を図るとともに、子どもたちが健康な心身と豊かな人間性をはぐくみ、いきいきと暮らしていくことができるよう食育を推進するほか、周産期・小児医療等の充実を図ります。

(3) 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備

次代の親の育成の観点から、子どもを生み育てることの意義に関する教育・広報・啓発に取り組むとともに、子どもの「生きる力」の育成に向けた学校の教育環境等の整備や子どもを取り巻く有害環境対策を推進するほか、家庭や地域の教育力の向上を図ります。

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

良質な住宅確保に努めるとともに、安全な道路交通環境はもとより、公共施設のバリアフリー化など、安心して外出できる環境の整備を図り、安全・安心なまちづくりを推進します。

(5) 仕事と生活の調和の実現

国、道、企業、労働者団体、子育て支援団体などと相互に密接に連携し、創意工夫するなかで、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しを推進するとともに、保育サービス等の充実により、仕事と子育ての両立のための基盤整備を図ります。

(6) 特別な援助を要する家庭への支援

児童福祉，医療，保健，教育，警察等の関係機関が連携し，児童虐待防止対策の充実を図るとともに，乳幼児期から一貫して継続的に教育や療育を行うなど，障がい児施策の充実に向けて各種取組を推進します。

(7) 母子家庭および父子家庭の自立支援

母子家庭および父子家庭の自立に向けて，子育てや生活支援，就業支援，養育費の確保などの経済的支援等の充実を図り，総合的に推進します。

(8) 子育てに伴う経済的負担の軽減

子育て家庭を取り巻く環境が依然として厳しいなかで，経済的不安が子育てに影響を及ぼすことがないように，各種手当や助成制度をはじめとする経済的支援の充実を図ります。

2 学校教育の充実

(1) 確かな学力の定着

基礎的・基本的な学習事項を確実に身に付け，それらをもとに，自ら学び，考え，問題をよりよく解決する力を育成するため，子どもの実態に応じた指導の充実を図るとともに，子どもの自立や自己実現に向け，将来の進路や職業など，よりよい自己の生き方を求めようとする主体性を育てる学習活動を工夫します。

(2) 豊かな心の育成

子どもの豊かな心を育むため，体験的な学習を推進するなど，道徳教育の充実を図るとともに，いじめや不登校，その他の問題行動等に対応するため，学校と家庭，地域が緊密に連携し，計画的・継続的な取り組みを進めます。

(3) 健やかな体の育成

健康な体を育むために，子どもたちの体力の向上を図り，運動やスポーツに親しむことができる環境づくりを進めます。また，薬物乱用防止や性に関する指導の充実を図るとともに，食に関する指導を計画的・継続的に進めます。

(4) 特別支援教育の推進

子どもの自立や社会参加に向け、校内体制を整備し、子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援を行うとともに、子どもの可能性を最大限に生かす特別支援教育推進体制を構築します。

(5) 新しい時代を切り拓く教育環境の充実

これからの時代を創造的に生きる子どもを育成するため、本市の地域素材や人材を積極的に活用するとともに、情報活用能力を育成するためのＩＣＴ機器や教育施設等の整備、学校再編・統合など、教育環境の充実を図ります。

また、対話と協働を基調として、学校、家庭、地域が共に手を携えて、子どもの成長を支える取り組みを進めます。

3 生涯学習の充実

(1) 生涯学習の推進

市民一人ひとりが、生涯にわたり、自由で主体的な学習活動を通じて自己の充実や豊かな人間性をはぐくみ、その成果を生かすことのできる活力ある地域社会の実現をめざし、関係機関との連携により、総合的な生涯学習を推進します。

(2) 文化芸術の振興

日々の営みの中で、文化芸術の薫りに包まれ、心の豊かさを実感できる市民生活および活力ある社会を築いていくために、すべての市民が文化芸術を創造し参加できるよう文化芸術振興施策を推進します。

(3) スポーツの振興

少子高齢化社会が進み、生活様式が多様化する中で、運動やスポーツの果たす役割が注目されており、明るく活力のある生涯スポーツ社会の実現に向け、生涯スポーツ、競技スポーツ、障がい者スポーツの振興を推進するとともに、市民のだれもがスポーツ・レクリエーションに親しめる施設の整備や機会の充実を図ります。